

委 託 契 約 書

佐賀県（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、第44回全国都市緑化フェア from SAGA 会場運営・出展・協働推進及び広報宣伝等実施計画策定業務委託（以下「当該業務」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、当該業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 当該業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月15日までとする。

（委託料）

第3条 当該業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 [REDACTED] 円（うち消費税額及び地方消費税額 金 [REDACTED] 円）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 [REDACTED] 円を甲に納付しなければならない（免除の場合あり）。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、当該業務を甲が定める業務委託仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、当該業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りでない。
2 前項ただし書きの場合、乙は、当該業務に係る業務遂行能力を持つ者を責任を持って選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に届け出なければならない。なお、再委託等で生じた損害についてはすべて乙の責務とする。
3 乙から委託を受けた者は更に他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況を調査し、乙に対して委託料の使途その他必要な事項について報告を求めることができる。

(契約内容の変更)

第9条 甲は委託業務の円滑な実施のために必要のある場合には、業務内容を変更することができる。この場合において、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ書面によりこれを定めることとする。

2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から14日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙の協議で定める。

(完了報告書の提出)

第10条 乙は、当該業務を完了したときは、直ちに業務の完了に関する報告書（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、完了報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の既定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査（以下、「検査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第11条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の既定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙が委託事業完了前に必要な経費を受けようとするとき、甲が必要と認める場合には、委託料を前金払により支払うことができるものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第12条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合

には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、成果物に契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約内容の不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求できる。

2 前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、第10条の規定による成果物の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

3 第1項の規定は、成果物の契約内容の不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に当該業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

第15条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

3 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年3.0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、当該業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、当該業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(権利の帰属)

第18条 仕様書等に規定するところにより乙が制作した制作物は甲の所有とする。

2 乙が当該業務により新たに制作した制作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、甲に帰属するものとし、甲は、制作物（写真、イラスト、文章、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、乙は甲に対して著作者人格権を行使しないものとする。

3 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議のうえ、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。

4 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第19条 この契約による事務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第20条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(存続条項)

第21条 本契約第13条、第16条、第17条、第18条及び本条については、本契約の解除または期間満了による終了後も存続するものとする。

(協議)

第22条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県 山博・緑化フェア事務局
政策企画監 松尾 一樹

乙